

給特法改正に伴う「あさぎり町立学校における働き方改革推進プラン」の概要

- 令和7年6月の給特法※1改正に伴い、各教育委員会において「業務量管理・健康確保措置実施計画」※2の策定・公表及び取組みの実施状況報告等が義務付けられた。
- 「業務量管理・健康確保措置実施計画」は、給特法改正により令和7年9月に改正された国指針※3及び令和8年2月に改訂された熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン(第2期)の内容に即して策定する必要がある。
- 業務量管理・健康確保措置に関する事項を記載し、国指針・県プランに即した内容について町プラン及び実施計画を策定するもの。

町プラン策定

計画の名称	あさぎり町立学校における働き方改革推進プラン(あさぎり町立学校教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画)		
対象者	あさぎり町立学校教職員(時間外在校等時間については、教育職員※4のみの目標値を設定)		
計画の期間	令和8年度～令和11年度の4年間		
学校の働き方改革に関する目標	基本目標 (1)更なる時間外在校等時間の縮減 (2)教職員のウェルビーイングの向上		
	評価指標	R6現状値	R11目標値
	時間外在校等時間が月30時間以内となる教職員の割合※5	未調査	(小学校) 100% (中学校) 100%
	時間外在校等時間が月45時間以上となる教職員の割合	(小学校) 10.3% (中学校) 40.7%	(小学校) 0% (中学校) 0%
	時間外在校等時間が月80時間以上となる教職員の割合	(小学校) 0.4% (中学校) 2.2%	(小学校) 0% (中学校) 0%
	教職員1人当たりの年次有給休暇平均取得日数	(小学校) 11.0日 (中学校) 12.4日	(小学校) 15日以上/年 (中学校) 15日以上/年
	目標達成に向けた主な取り組み	【方針1】勤務時間の適正管理等 ・勤務時間管理支援システム導入 ・持ち帰り業務防止の徹底・休憩時間の適正な付与	【方針2】業務の削減・効率化 ・電話応答サービス機能の導入 ・校務DX(校務支援システム見直し、生成AI活用)
【方針4】教職員の意識改革 ・町・校内教職員研修の充実 ・年休・男性育休促進等		【方針5】保護者・地域の理解促進 ・登下校時の通学路における見守り活動協力 ・学校行事の精選・重点化を図り特色ある教育	【方針6】教職員の健康サポート ・ストレスチェックの実施 ・健康管理医・メンタルヘルス相談等

※1 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法 ※2 教育委員会が服務を監督する教育職員に係る業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画

※3 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針

※4 教職員から、事務職員、技師、学校栄養職員を除いた職員

※5 文科省指針改正により令和11年度までに教職員の時間外在校等時間を月平均30時間程度とする目標値を設定